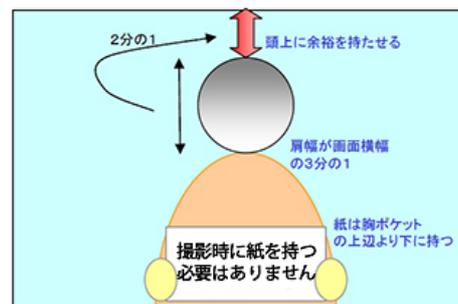


ユニット登録証ICカードの発行等に係る申請書の提出要領

富山大学 研究推進機構
研究推進総合支援センター
生命科学先端研究支援ユニット

1. 別紙様式1及び写真データ

- 別紙様式1「富山大学研究推進機構研究推進総合支援センター生命科学先端研究支援ユニット登録証ICカード発行等申請書」は、ユニット登録証ICカード（以下「IC登録証」という。）を「新規発行」又は「再発行」する場合に提出する書類で、申請対象者は本学の職員又は学生以外の者です。なお、申請対象者で、所属機関からFCFキャンパスカードフォーマット仕様の職員証又は学生証を交付されている場合は、当該職員証又は学生証で動物実験施設、分子・構造解析施設（11部屋）、遺伝子実験施設及びアイソトープ実験施設（以下「ユニット施設」という。）の入退館認証を行うことが可能です。該当者はユニット事務室（遺伝子実験施設2階）までお問い合わせください。
- 別紙様式1は、ユニットホームページからWord形式のファイルをダウンロードし、必要事項を入力、A4用紙に印刷して、ユニット事務室又はメールボックス（薬学部玄関）に提出してください。なお、記入の際、別紙様式1に記載してある事項についてご留意ください。
- IC登録証の作成には、カード料金とともにその都度作成作業費を請求されるため、メーカーへの作成依頼は毎月2回とし、別紙様式1の提出期限を原則毎月15日及び末日（当該日が土曜日及び日曜日、祝日、休業日の場合は繰り上げ）とします。提出期限の詳細は、毎年度ユニットホームページでお知らせします。
- 別紙様式1を提出する際には、各自の写真データも提出する必要があります。
- 提出する写真データは、6月以内に撮影したもので、JPEGファイルとします。撮影した写真データは加工せず、元データを提出してください。縦横の比率6：5に加工する必要はありません。
- 撮影は青系・無地を背景とし、カメラの設定は、画像サイズは1024×768～1280×960程度、ISO感度は80～100程度としてください。なお、撮影した写真の顔が小さすぎる場合、画像を拡大することになり、見栄えの良い印刷に必要な十分な解像度が得られなくなりますのでご注意ください。



<p>①青系・無地の背景 反射するものは不適です。 (ホワイトボード、ガラス等)</p>	<p>②照明は均一に 窓際等片側からの光が強いところは避けて、均一な明るさの場所を選んでください。</p>	<p>⑤カメラの設定は 画像サイズ 1024×768 ～ 1280×960 ※高画質での撮影は、ファイル容量が大きくなり扱いが不便です。 ISO感度 400以下に設定 ※AUTOでは暗間でも撮影できてしまいますが、カードに印刷する画像としては不適です。</p>
<p>③50cm～1m離れる (近すぎると影が濃く出てしまいます)</p>	<p>※傾き防止のため三脚の利用を推奨します。</p>	

- データは、ファイル名を「英字氏名.jpg」（例えば富山花子の場合：TOYAMA HANAKO.jpg）、件名を「写真送付」として、メール本文に所属講座等名、氏名、英字氏名（姓名大文字（例えば富山花子の場合：TOYAMA HANAKO））を記載の上、lsrc@cts.u-toyama.ac.jp宛に送信してください。なお、データは、別紙様式1を提出後、速やかに提出してください。
- ユニット長の承認後、メーカーにIC登録証の作成を依頼します。
- IC登録証は、メーカーから1週間程度（繁忙期の3月・4月は2週間程度）で発送されますので、到着次第、その旨を別紙様式1に記載のメールアドレス宛にお知らせします。

- IC登録証の発行は、ユニット事務室で行いますので、申請者は印鑑を持参してください。なお、申請者による受領が困難な場合は、当該申請者が委任状等により指定した者が受領することができます。委任状は、ユニットホームページにあるWord形式のファイルをご利用ください。
- 1枚あたりの発行手数料、再発行手数料及び作成料は、次の表のとおりで、学内利用者は所属講座等から予算振替により、学外利用者は本学が発行する請求書により納付していただきます。

区 分	料 金
発行手数料	2,200円
再発行手数料	2,200円
作成料	850円／作成依頼時の総数

- IC登録証でユニット施設の入退館認証を行う場合、事前に当該施設への登録申請手続きが必要となります。

2. 別紙様式2

- 別紙様式2「富山大学研究推進機構研究推進総合支援センター生命科学先端研究支援ユニット教育研究支援施設入退館認証申請書（職員用）」は、富山大学職員証（以下「職員証」という。）を用いてユニット施設の入退館認証を行う場合に提出する書類で、申請対象者は本学から職員証を交付された職員のみです。なお、ユニット登録証ICカード取扱要項改正日前日の令和2年3月10日までに、ユニット長がIC登録証の発行又は再発行を承認している職員は、ユニット長が職員証によるユニット施設の入退館認証を承認したものとみなし、別紙様式2の提出は不要です。当該職員に該当するか不明の場合は、ユニット事務室（遺伝子実験施設2階）までお問い合わせください。
- 別紙様式2は、ユニットホームページからWord形式のファイルをダウンロードし、必要事項を入力、A4用紙に印刷して、ユニット事務室又はメールボックス（薬学部玄関）に提出してください。なお、記入の際、様式に記載してある事項についてご注意ください。
- 別紙様式2は提出期限がありませんので、随時受け付けいたします。
- 申請手続きの当日、ユニット長の承認を経て、所定事項をシステムに登録します。
- 職員証でユニット施設の入退館認証を行う場合、事前に当該施設への登録申請手続きが必要となります。

3. 別紙様式3

- 別紙様式3「富山大学研究推進機構研究推進総合支援センター生命科学先端研究支援ユニット教育研究支援施設入退館認証申請書（学生用）」は、富山大学学生証（以下「学生証」という。）を用いてユニット施設の入退館認証を行う場合に提出する書類で、申請対象者は本学から学生証を交付された学生のみです。
- 別紙様式3は、ユニットホームページからWord形式のファイルをダウンロードし、必要事項を入力、A4用紙に印刷して、ユニット事務室（遺伝子実験施設2階）又はメールボックス（薬学部玄関）に提出してください。なお、記入の際、様式に記載してある事項についてご注意ください。
- また、本学を卒業又は修了後、引き続き本学大学院に入学、あるいは修士課程（博士前期課程）から博士課程（博士後期課程）へ進学し、継続してユニット施設を利用される場合は、新規学生証の交付後、あらためて当該学生証の学籍番号を記載した別紙様式3を提出する必要があります。なお、新規学生証の交付後は、有効期限が切れた旧学生証を用いてユニット施設の入退館認証を行うことはできません。
- 別紙様式3は、新規学生証交付時以外は提出期限がありませんので、随時受け付けいたします。
- 申請手続きの当日、ユニット長の承認を経て、所定事項をシステムに登録します。
- 学生証でユニット施設の入退館認証を行う場合、事前に当該施設への登録申請手続きが必要となります。

※申請書を提出する際には、必ずユニットホームページに掲載の「富山大学研究推進機構研究推進総合支援センター生命科学先端研究支援ユニット登録証ICカード取扱要項」をご参照ください。